

税務・財務情報 第2705号

ふるさと納税に係る改正

税務・財務に関する情報をお届けいたします

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者がお伺いしたときに、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン
行政書士法人トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

ふるさと納税に係る改正

1 はじめに

平成 26 年 12 月 30 日に平成 27 年度の税制改正大綱が公表され、ふるさと納税が拡充されることとなりました。個人住民税の特例控除額の控除限度額が引き上げられるとともに、確定申告不要な給与所得者が簡易な手続きでふるさと納税を行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。

2 ふるさと納税とは

ふるさと納税は、自分の故郷に限らず任意の地方自治体に寄附をすると、寄附金のうち 2,000 円を超える部分について、一定の限度額まで、原則として所得税と住民税から全額が控除できる制度です。また、寄附を受けた多くの地方自治体は、その自治体の特産品等を寄附者に還元しています。

総務省によると、平成 20 年の創設以来年々利用者は増加しており、平成 24 年度には利用者 10 万人以上で約 130 億円もの寄附があったようです。

3 個人住民税の特別控除額の控除限度額引き上げ

平成 27 年 1 月 1 日以後の寄附（平成 28 年度分以後の個人住民税）について、特例控除額の控除限度額が個人住民税所得割額の 2 割（従前 1 割）に引き上げられました。

住民税には所得について課税される所得割と、所得に関係なく定められている均等割があり、住所地の市町村等には、所得割と均等割を、事業所のある市町村等には均等割を納付します。

平成 26 年までのふるさと納税による控除額

①所得税	(寄附金-2,000 円) を所得控除⇒(所得控除額×所得税率) が軽減
②個人住民税（基本分）	(寄附金-2,000 円) ×10%を税額控除
③個人住民税（特例分）	(寄附金-2,000 円) ×(100%-10%(基本分) -所得税率)
⇒①、②により控除できなかった寄附金を③により全額控除（住民税所得割額の 1 割を限度）	

平成 27 年以降のふるさと納税による控除額

①所得税	(寄附金-2,000 円) を所得控除⇒(所得控除額×所得税率) が軽減
②個人住民税(基本分)	(寄附金-2,000 円) ×10%を税額控除
③個人住民税(特例分)	(寄附金-2,000 円) ×(100%-10%(基本分)-所得税率)
⇒①、②により控除できなかった寄附金を③により全額控除(住民税所得割額の 2 割を限度)	

例：所得税の税率 20%、住民税所得割額 371,500 円、寄附額 3 万円の計算イメージ

平成 27 年以降の控除額(寄附金の限度額は約 2 倍に増加します)

- ① 所得税 $(30,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 20\% = 5,600 \text{ 円}$
 - ② 個人住民税(基本分) $(30,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 2,800 \text{ 円}$
 - ③ 個人住民税(特例分) $(30,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times (100\% - 10\% - 20\%) = 19,600 \text{ 円}$
- ⇒③の限度額 371,500 円(住民税所得割額) ×20% = 74,300 円が限度
この場合の寄付金の限度は約 108,000 円になります。

※ 平成 26 年までの個人住民税(特例分)の限度額

371,500 円(住民税所得割額) ×10% = 37,150 円

⇒ この場合の寄付金の限度額は約 55,000 円になります。

㊟ (上記の計算イメージは、あくまでも現時点での想定です。今後、詳細が明らかになるに従い、変更も考えられます。)

4 ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

現行の制度上では、ふるさと納税を行うためには必ず確定申告をする必要がありますが、平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる寄附より、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合はワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。

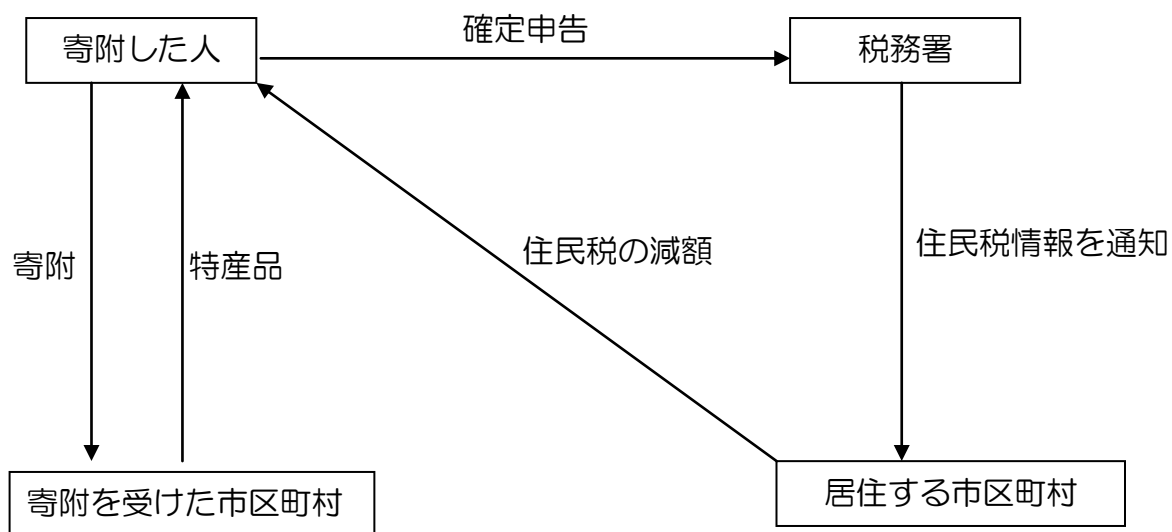
この制度は、年末調整をして確定申告をしないサラリーマン等が、平成 27 年 4 月 1 日以後にふるさと納税を行う場合、居住する市区町村に対する寄附の控除申請を、寄附先の都道府県又は市区町村が寄附者に代わって行うことを要請できるというものです。

この特例が適用される場合、寄附金に係る所得税及び個人住民税の寄附金控除額合計の全額が住民税から控除されます。

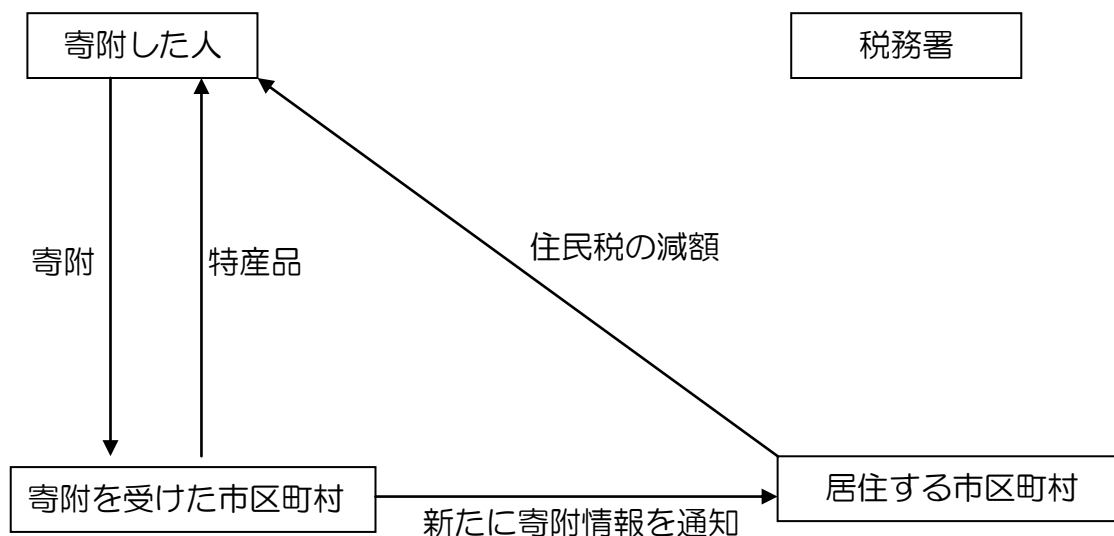
ただし、寄附先の地方公共団体が 5 団体を超える場合には、6 団体目からはふるさと納税ワンストップ特例制度は適用されず、確定申告を行う必要があります。

確定申告を行う場合は、寄附金に係る所得税及び個人住民税の寄附金控除額は、従前通り所得税及び個人住民税から控除されることとなります。

平成 27 年 3 月 31 日までの寄附



平成 27 年 4 月 1 日以後の寄附 (寄附先の地方公共団体が 5 団体以下の場合)



5 最後に

この制度の創設により、医療費控除や住宅ローン控除、雑所得等がない方には確定申告の必要がなくなるため、気軽にふるさと納税を行うことができるようになります。確定申告がもともと不要で、ふるさと納税をしたい場合には、平成 27 年 4 月 1 日以後に行ってみてはいかがでしょうか。

具体的な限度額の計算等は弊社の社員にお問い合わせください。